

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

財務会計事務のオンライン化に伴い、概ね次の改正を行うこととした。

- 一 収入関係
 - 従来、本庁又は庁に所屬の指定出納取扱店がそれぞれ管理していた歳入金を、統轄店の集中管理に改めた。
- 二 支出関係
 - 1 支払事務について、庁における支払を廃止し、本庁で一括処理することとした。
 - 2 小切手及び公金振替書による支払を廃止し、指定出納取扱

店への支払命令書等の送付による支払方法に統一した。

3 債権者登録制度により口座振替払を推進することとした。

4 隔地払に係る支払店舗を拡大した。

三 その他

1 納入通知書、支出負担行為書等の収入、支出、現金及び有価証券、計算証明並びに帳簿等の事務に係る様式の全般的整備を行い、その一部は別に定めることとした。

2 その他事務処理全般の機械化に伴う所要の規定の整備をした。

四 施行期日等

1 この規則は、平成二年四月一日から施行し、平成二年度分の予算に係る財務会計事務から適用することとした。

2 次の規則を廃止した。

- (一) 本庁における直払の支払手続に関する規則
 - (二) 部における会計事務手続の特例に関する規則
 - (三) 会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則
- 3 次の規則について、所要の改正をした。
- (一) 鳥取県債権管理事務取扱規則
 - (二) 鳥取県収入証紙規則
 - (三) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

〔第二節 支出の命令(第四十条)〕

第三節 小切手の振出等(第四十一条―第四十七条)

目次中 第四節 隔地払及び口座振替による支払(第四十八条―第五十

第五節 公金振替書の発行(第五十二条―第五十四条)

第六節 小切手、公金振替書等の訂正、取消し等(第五十五条

〔第二節 支出の命令等(第四十条・第四十条の二)〕

第三節 支払の命令(第四十一条―第四十七条)

〔第一節 〕 第四節 資金の交付(第四十八条―第五十一条)

第五節 直払、隔地払、口座振替払及び公金振替(

第五十九条) 第六節 支払の取消し、訂正等(第五十五条―第五

〔第十章 帳簿

〕 第一節 帳簿(第六十条)を

第五十二条―第五十四条の二) 十九条) 〕

〔第十章 帳簿等

第一節 帳簿等(第六十条) 〕

〔第二節 責任(第七十六条・第七十七条) 〕

〔第三節 帳票等の様式(第七十八条) 〕

改める。

第二条第六号中「本庁又は庁に所属して直接その事務を取り扱う」を「統轄店から資金の交付を受けて支払の事務を行う」に改める。

第七条第一項中「及び出納員」を削り、「印鑑を」の下に「統轄店及び」を加え、同条第三項中「出納取扱店」を「指定出納取扱店、出納取扱店」に改め、同条第四項を削る。

第十条第一項中「(様式第一号)」を削り、「し、歳入調定簿(様式第六十号)に登記しなければ」を「しなければ」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一条中「徴収前に調定」を「徴収前に前条の規定による調査及び徴収の決定(以下「調定」という。)」に、「指定出納取扱店から送付された領収済通知書又は所属外公金振替済通知書」を「統轄店からの領収済の通知」に改める。

第十四条第一項中「様式第二号」を「様式第一号」に改める。

第十五条第一項第三号を次のように改正する。

三 公金振替に係る収入

第十五条第二項中「様式第二号の二」を「様式第二号」に改める。

第十七条第一号中「名称」の下に「及び代表者の氏名」を加え、同条第三号中「名称」の下に「及び代表者等の氏名」を加える。

第十八条第一項中「指定の」及び「近くの指定金融機関等又は」を削り、同条第二項中「当該指定金融機関等」を「その者が預金口座を設けている指定金融機関等」に改める。

第十八条の二第一項中「指定出納取扱店」を「指定金融機関」に改め、同条第二項を削る。

第十九条を次のように改める。

(出納長等の直接収納)

第十九条 出納長、出納員又は分任出納員は、歳入金を直接収納したときは、別に定めるものを除くほか、現金(証券)領収証書(様式第四号)を納入者に交付しなければならない。

第二十条第三項を削る。

第二十一条第三項中「様式第六十五号」を「様式第四十一号」に改め、同条第四項中「指定出納取扱店又は出納取扱店」を「指定金融機関」に改め、同条第六項中「様式第七十二号」を「様式第四十二号」に、「検閲」を「検査」に改める。

第二十二条中「指定出納取扱店又は出納取扱店」を「指定金融機関」に改める。

第二十三条第二項中「各片」を「欄外」に改める。

第二十五条第一項中「出納員」の下に「、統轄店」を加え、同条第四項中「出納長、出納員又は分任出納員が第十九条第三項の規定により収納し

た」を「当該通知に係る歳入金について調定をしていない」に改める。

第二十七条第一項第一号中「、払込書及び公金振替書」を「及び払込書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 公金の振替があつたとき。

第二十七条第三項を削り、同条第四項中「出納取扱店(知事が定めるものに限る。)又は収納取扱店」を「指定代理金融機関又は収納代理金融機関」に、「収納金納付書(様式第九号の二)及び収納金日報(様式第九号の二)」を「収納金払込書(様式第十号)及び収納金集計票(様式第十一号)」に、「出納取扱店」を「指定金融機関の店舗」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 指定金融機関は、第一項の規定により歳入金を収納したとき、又は第三項の規定による納付があつたときは、収納証票送付書(様式第十二号)に、収納金集計票及び領収済通知書を添えて統轄店に送付しなければならない。

第二十七条第六項を削り、同条第七項中「指定出納取扱店」を「統轄店」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十七条第八項中「指定出納取扱店」を「統轄店」に、「第三項」を「第五項」に改め、「若しくは所屬外公金振替済通知書」を削り、「受けたときは」の下に「、別に定めるものを除くほか」を加え、「又は所屬外公金振替済通知書」、「又は廳長」及び「又は出納員」を削り、同項を同条第七項とする。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第二十九条第一項中「各片」を「欄外」に改め、同条第二項中「様式第三十九号」を「様式第二十九号」に、「各片」を「欄外」に改める。

第三十一条第一項及び第二項中「廳長」を「知事」に、「指定出納取扱店」を「指定金融機関」に改め、同条第三項中「指定出納取扱店」を「指定金融機関」に、「様式第八十七号」を「様式第四十五号」に改める。

第三十三条第一項中「会計区分」の下に、「課所」を加え、「収入（支出）更正仕訳書（様式第十一号）」を「収入更正仕訳書」に改め、同条第二項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 出納長は、所属年度、会計区分又は課所の誤り（部内部の課所に係るものを除く。）に係る更正があつたときは、更正通知書（様式第十三号）により統轄店に通知しなければならない。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条第二項中「支出の手続きの例により」を「歳入戻出任訳書により」に改める。

第三十六条中「（様式第十四号）」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十七条中「指定出納取扱店」を「統轄店」に改める。

第三十八条の見出し中「領収書」を「領収証書」に改め、同条中「指定出納取扱店」を「統轄店」に、「領収書」を「領収証書」に改める。

第三十八条の二第一項中「（様式第十四号の二）」を削り、「支出仕訳書（様式第十五号）」を「支出負担行為兼支出仕訳書」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、支出負担行為の変更又は取消しの場合に準用する。

第三十九条第四項を削り、同条第三項中「知事又は廳長に銀行振込依頼書（様式第十七号）」を提出しなければならないを「知事が別に定める方法によりその旨を申し出なければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 債権者は、直払による現金の支払を受けようとするときは、その旨を請求書に記載しなければならない。

第三章第二節の節名中「命令」を「命令等」に改める。

第四十条に見出しとして「（支出の命令）」を付し、同条第一項中「知事が別に定める場合を除き、」を削り、「（様式第十五号）」により行なわなければならないを「又は支出負担行為兼支出仕訳書により行わなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（支出命令の取消し及び訂正）

第四十条の二 知事又は廳長は、指定出納取扱店又は出納取扱店が債権者への支払を終わらない場合において支出の命令を取り消そうとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類により行わなければならない。

一 支払手続指定日（指定出納取扱店が支払手続を行う日として出納長が指定した日をいう。以下同じ。）前 支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書

二 支払手続指定日以後 支払取消通知書

2 前項の規定にかかわらず、知事又は廳長は、支払手続指定日以後において債権者の住所若しくは氏名又は振込先金融機関の名称、預金種別若しくは口座番号に誤りがあることを発見したときは、支払訂正通知書により支出の命令を訂正することができる。

第三章第三節から第七節までを次のように改める。

第三節 支払の命令

第四十一条 出納長は、第四十条第二項の規定による調査確認が終わつたときは、指定出納取扱店、所属年度又は支払手続指定日が異なるごとに支払命令書(様式第十四号)を作成し、統轄店を経由して各指定出納取扱店に送付することにより支払の命令をしなければならない。

第四十二条から第四十七条まで 削除

第四節 資金の交付

第四十八条 出納長は、第四十一条の規定により各指定出納取扱店に支払命令書を送付するときは、所属年度又は支払手続指定日が異なるごとに資金交付指示書(様式第十五号)を作成し、これを支払命令書に添えて統轄店に送付しなければならない。

2 統轄店は、前項の規定により資金交付指示書の送付を受けたときは、歳出金の口座から資金を払い出し、指定出納取扱店に交付するとともに、資金交付済通知書(様式第十六号)を出納長に送付しなければならない。

第五節 直払、隔地払、口座振替払及び公金振替

(直払)

第五十二条 出納長は、債権者から第三十九条第三項に規定する現金の支払の請求があつたときは、指定出納取扱店(知事が定めるものに限る。次項及び第六十条において同じ。)をして現金による支払(以下「現金払」という。)をさせなければならない。

2 前項の場合において、出納長又は出納員は、当該指定出納取扱店及び支払を受けることができる日を債権者に通知しなければならない。

3 出納長は、官公署、日本電信電話株式会社その他これらに類するものから指定出納取扱店(知事が定めるものに限る。以下この項及び第六十一条において同じ。)を支払場所に指定した納入告知書等により支払の請求を受けたときは、当該指定出納取扱店をして納入告知書等による支払(以下「払込払」という。)をさせなければならない。

4 前項の場合において、出納長は、支払命令書に当該納入告知書等を添付しなければならない。

5 現金払及び払込払は、これを総称して「直払」という。

(隔地払)

第五十三条 出納長は、前条第一項若しくは第三項又は次条に規定する場合を除くほか、隔地にいる債権者から支払の請求があつたときは、指定出納取扱店をしてその支払をさせなければならない。

2 前項の場合において、出納長は、歳出金支払通知書(様式第十七号)を統轄店及び指定出納取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、歳出金支払通知書の送付に代え、指定出納取扱店をして電報により債権者に通知させることができる。この場合において、出納長は、その旨を統轄店を経由して指定出納取扱店に通知しなければならない。

(口座振替払)

第五十四条 出納長は、債権者から第三十九条第四項に規定するその者の指定する預金口座への振込みの請求があつたときは、指定出納取扱店をして口座振替の方法による支払をさせなければならない。

(公金振替)

第五十四条の二 出納長は、同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ又は歳入歳出外現金への繰入れのため支出をするときは、指定出納取扱店（知事が定めるものに限る。第六十五条において同じ。）をして公金振替をさせなければならない。

2 前項の場合においては、出納長は、法第二百三十二条の六第一項本文の規定による公金振替書の交付として支払命令書の送付をするものとする。

第六節 支払の取消し、訂正等
(支払の取消し)

第五十五条 出納長は、第四十一条の規定により各指定出納取扱店に支払命令書を送付した後において第四十条の二第一項の規定による支出の命令の取消しがあつたときは、支払取消指示書（様式第十八号）を統轄店を経由して指定出納取扱店に送付しなければならない。

2 出納長は、隔地払に係る支払の命令をしたものについて前項の手続をしようとするときは、あらかじめ指定出納取扱店又は債権者から当該歳出金支払通知書を回収しなければならない。

第五十六条 前条第一項の規定により支払取消指示書の送付を受けた指定出納取扱店は、その支払を取り消すとともに、支払取消済通知書（様式第十九号）を統轄店に送付しなければならない。

2 指定出納取扱店は、前項の規定により支払取消済通知書を送付するときは、当該取消額に相当する現金を添えなければならない。

3 第一項の規定により支払取消済通知書の送付を受けた統轄店は、これを出納長に送付するとともに、取消額に相当する額の現金を歳出金の口座に戻し入れなければならない。

(支払命令書等の金額の訂正の禁止)

第五十七条 支払命令書、資金交付指示書及び歳出金支払通知書の金額は、これを改めることができない。

(支払の訂正)

第五十八条 出納長は、第四十条の二第二項の規定による支出の命令の訂正があつたときは、支払訂正指示書（様式第二十号）を統轄店を経由して指定出納取扱店に送付しなければならない。

2 出納長は、隔地払に係る支払の命令をしたものについて前項の手続をしたときは、併せて歳出金支払通知書の訂正をしなければならない。

3 前項の訂正は、その訂正を要する部分に二線を引き、その上部又は右側に正書し、かつ、余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して出納長の印を押さなければならない。

(歳出金支払通知書の再発行)

第五十九条 債権者は、歳出金支払通知書を亡失し、又は損傷したときは、歳出金支払通知書を送付した指定出納取扱店の現金支払未済の証明のある歳出金支払通知書再発行請求書（様式第二十一号）により、出納長に再発行の請求をしなければならない。

2 前項の場合において、歳出金支払通知書を損傷した債権者は、当該歳出金支払通知書を添えなければならない。

3 出納長は、第一項の請求を受けたときは、当初発行した歳出金支払通知書と同一内容の歳出金支払通知書を作成し、欄外に再発行の年月日及び再発行の旨を記載して、統轄店及び指定出納取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。

第七節 指定出納取扱店等の支払

(指定出納取扱店における現金払)

第六十条 指定出納取扱店は、出納長から現金払に係る支払の命令を受けたときは、支払を受けようとする者が正当な受取権限を有する者であることを確認し、その支払をしなければならない。

(指定出納取扱店における払込払)

第六十一条 指定出納取扱店は、出納長から払込払に係る支払の命令を受けたときは、払込みの手続をし、領収書等を統轄店を経由して出納長に送付しなければならない。

(指定出納取扱店等における隔地払)

第六十二条 指定出納取扱店は、出納長から隔地払に係る支払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資金を支出振替金の口座に受け入れるとともに、歳出金支払通知書を確認な方法により速やかに債権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、支払場所が指定した区域以外の地であるときは、支出振替金の口座への受入れの後直ちに払い出し、適宜の方法により送金しなければならない。

第六十三条 指定出納取扱店又は出納取扱店は、歳出金支払通知書又は第五十三条第三項の通知に係る電報送達紙の提示を受けたときは、当該歳出金支払通知書等が支払命令の内容と符合していることを確認し、その支払をしなければならない。

2 出納取扱店は、前項の支払をしたときは、その旨を指定出納取扱店に通知するとともに、当該歳出金支払通知書等を指定出納取扱店に送付しなければならない。

3 指定出納取扱店は、前項の規定による通知を受けたとき、又は自ら債

権者に支払をしたときは、支出振替金の口座から払出しの整理をするとともに、出納取扱店から送付された歳出金支払通知書等及び自ら支払をしたものに係る歳出金支払通知書等を支出振替金払出しの証拠書類として保管しなければならない。

(指定出納取扱店における口座振替払)

第六十四条 指定出納取扱店は、出納長から口座振替の方法による支払に係る支払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資金を債権者の口座に振り込むとともに、当該債権者に対し、適宜の方法により口座振替をした旨の通知をしなければならない。

2 指定出納取扱店は、前項の規定により口座振替をしようとする場合において、債権者の口座の変更その他の理由によりその振込みができないときは、支払不能報告書(様式第二十二号)を統轄店を経由して出納長に送付しなければならない。

(指定出納取扱店における公金振替)

第六十五条 指定出納取扱店は、出納長から公金振替に係る支払命令書の送付を受けたときは、その振替の手続をし、公金振替済一覧表(様式第二十三号)を統轄店を経由して出納長に送付しなければならない。

(支払済通知書の送付)

第六十六条 指定出納取扱店は、第六十条から第六十二条まで、第六十四条及び前条の規定による支払の手続をしたときは、支払済通知書(様式第二十四号)を統轄店を経由して出納長に送付しなければならない。

(支払期間経過未払金の歳入への納付)

第六十七条 指定出納取扱店は、発行日から一年を経過しまだ債権者への支払の終わらない歳出金支払通知書の金額を月ごとに取りまとめ、支払

期間経過未払金報告書(様式第二十五号)により統轄店に報告しなければならぬ。

2 指定出納取扱店は、前項の規定による報告をするときは、支払期間経過未払金報告書に当該未払金の額に相当する現金を添えなければならぬ。

3 第一項の規定により報告を受けた統轄店は、これを取りまとめ、毎月五日までに支払期間経過未払金報告書を知事及び出納長に送付するとともに、その金額を払込書により期間満了の日の属する年度の歳入に納付しなければならない。

第六十八条及び第六十九条 削除

第七十条に次の一号を加える。

六 納入告知書等により支払をしなければならない経費。

第七十三条第一項中「場合」の下に「又は知事が別に定める場合」を加え、「(様式第十六号)」を削る。

第七十五条中「第六十二条第一項第一号から第五号まで」を「第六十二条第一号から第五号まで」に改め、第二号を削り、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 委託費

二 損害賠償金

第七十六条第一項中「概算払を」を「知事が別に定める場合を除くほか、概算払を」に改める。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(繰替払のできる経費等)

第七十七条の二 繰替払をすることができる経費及び繰り替えて使用させる現金は、令第六十四条第一号から第四号までに掲げるもののほか、生産物、漁獲物等を市場に委託して売り払う場合の手数料及び当該生産物等の売払代金とする。

第七十八条第一項中「様式第三十三号」を「様式第二十六号」に改め、同条第二項中「出納長又は出納員をして公金振替書により、歳入」を「出納長をして歳入金」に改める。

第七十九条第二項中「様式第三十四号」を「様式第二十七号」に改める。

第八十条の見出し中「小切手等」を「歳出金支払通知書」に改め、同条第一項中「小切手又は」及び「小切手償還請求書(様式第三十五号)又は」を削り、「様式第三十六号」を「様式第二十八号」に改め、同条第二項中「小切手償還請求書又は」を削る。

第八十一条から第八十八条までを次のように改める。

(支出の更正)

第八十一条 知事又は廳長は、債権者への支払が終わったものでその所属年度、会計区分又は科目に誤りがあることを発見したときは、支出更正仕訳書により出納長又は出納員に通知しなければならない。

2 第三十三条第二項及び第三項の規定は、前項の支出の更正の場合に準用する。

第八十二条から第八十八条まで 削除

第八十九条第一項中「支出仕訳書」を「戻入仕訳書」に改める。

第九十条を次のように改める。

(統轄店等における資金の送付)

第九十条 統轄店及び指定出納取扱店は、相互に資金の送付をするときは、資金送付書(様式第三十号)及び資金受領書(様式第三十一号)により行わなければならない。

第九十一条第一項中「指定出納取扱店」を「指定金融機関」に改める。

第三章第二節中第九十三条の前に次の一条を加える。

(歳入歳出外現金の受入れの決定及び払出しの通知)

第九十二条の二 知事又は廳長は、歳入歳出外現金の受入れの決定をしようとするときは、歳入歳出外現金受入調書により行わなければならない。

2 知事又は廳長は、出納長又は出納員に歳入歳出外現金の払出しの通知をしようとするときは、歳入歳出外現金払出仕訳書により行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、知事又は廳長は、歳入歳出外現金の一時保管をする場合における受入れの決定及び払出し通知をしようとするときは、歳入歳出外現金受払調書により行わなければならない。

第九十三条第一項中「様式第四十号」を「様式第三十二号」に、「様式第四十一号」を「様式第三十三号」に、「指定出納取扱店」を「指定金融機関」に改める。

第九十四条の見出し中「払込み」の下に「の手續」を加え、同条中「指定出納取扱店」を「指定金融機関」に改める。

第九十五条の見出しを削り、同条中「指定出納取扱店」を「指定金融機関」に改める。

第九十六条の見出し中「保証金」を「保証金等」に改め、同条中「機関の長」を「廳長」に改める。

第九十七条第一項を次のように改める。

出納長又は出納員は、知事又は廳長から歳入歳出外現金又は有価証券の払戻しの通知があつたときは、手許保管のものにあつては権利者から保管証書及び領収証書を徴し現金又は現品により、指定金融機関に払込済みのものにあつては支払の手續により払い戻さなければならない。

第九十七条第三項中「指定出納取扱店は、歳入歳出外現金通知書」を「指定出納取扱店又は出納取扱店は、前項の支払命令書又は歳入歳出外現金支払通知書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「出納長又は出納員は、隔地の権利者に前項の規定による払戻しをするため」を「出納

長は、第一項の規定による払戻しをするため、指定出納取扱店に現金払に係る支払命令書を送付するとき又は隔地の権利者に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 出納長又は出納員は、前項の場合において、指定金融機関に払込済みのものについて口座振替の方法による払戻しをしようとするときは、あらかじめ保管証書を徴さなければならない。

第九十七条の次に次の一条を加える。

(歳入歳出外現金の更正)

第九十七条の二 知事又は廳長は、受入済み又は払出済みの歳入歳出外現金でその区分に誤りがあることを発見したときは、受入済みの場合にあつては歳入歳出外現金受入更正仕訳書により、払出済みの場合にあつては歳入歳出外現金払出更正仕訳書により、出納長又は出納員に通知しなければならない。

2 第三十三条第二項及び第三項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の歳入歳出外現金の更正の場合に準用する。

第九十八条第一項中「機関の長」を「廳長」に改める。

第九十九条の見出し中「歳入歳出現金等」を「歳入歳出外現金等」に改め、同条第一項中「機関の長」を「廳長」に改め、「又は出納員」を削り、同条第二項中「機関の長」を「廳長」に、「かえさせ、」を「換えさせ、出納長をして」に改める。

第一百零一条第一項中「第九十三条の規定は、適用しない」を「知事が別に定める」に改め、同条第二項を削る。

第一百零一条を次のように改める。

(一時借入金の受入れ及び払出し)

第一百一条 知事は、一時借入金の受入れの決定をしようとするときは借入資金受入調書により、払出しの通知をしようとするときは借入資金払出仕訳書により行わなければならない。

2 出納長は、前項の規定による払出しの通知があつたときは、借入資金償還命令書(様式第三十四号)を作成し、統轄店に送付しなければならない。

3 前項の規定により借入資金償還命令書の送付を受けた統轄店は、歳計現金から払出しの手続きを行うとともに、借入資金償還通知書(様式第三十五号)を出納長に送付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、一時借入金を受入れ及び払出しの手続は、収入及び支出の例による。この場合において、指定金融機関の一時借入金を受入れ及び払出しは、統轄店がこれを行うものとする。

第百三条を削る。

第百二条第三項中「預託金組替整理簿(様式第八十号)」を「預託金整理表」に改め、同条を第百三条とし、第百一条の次に次の一条を加える。

(基金に属する現金の繰替運用)

第百二条 前条の規定は、基金に属する現金の繰替運用の手続について準用する。

第百四条の見出し中「現金日計表」を「支出振替金残高報告表」に改め、同条第一項中「出納取扱店」を「指定出納取扱店」に、「現金日計表(様式第四十四号)」を「支出振替金残高報告表(様式第三十六号)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項及び第二十七条第六項の規定により送付された現金日計表及び収納金日報」を「支出振替金残高報告表、収納金集計表等」に、「様式第四十五号」を「様式第三十七号」に改め、同項を同条第二項とする。

第百五条中「様式第四十六号」を「様式第三十八号」に改める。
第百八条第一項中「指定金融機関等(収納取扱店を除く。)」は、本庁及び靡ごとに」を「統轄店及び指店出納取扱店は、」に改め、同項各号を次のように改める。

一 統轄店

イ 歳入金

ロ 歳出金

ハ 歳入歳出外現金

ニ 基金繰替運用金

ホ 一時借入金

ヘ 預託金

二 指定出納取扱店

支出振替金

第百八条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、歳入金及び歳出金にあつては本庁及び靡並びに会計ごとに、歳入歳出外現金にあつては本庁及び靡ごとに区分して取り扱わなければならない。

第百十三条第一項第一号中「鉄道債権その他の」を削る。

第百三十八条第一項中「歳入決算書(様式第四十七号)及び歳出決算書(様式第四十八号)」を「歳入計算書及び歳出計算書」に改め、同条第二項中「(様式第四十九号)」及び「(様式第五十号)」を削る。

第百三十九条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 資金前渡(戻出)精算書

第三百九十九条第一項第五号を削り、同項第六号中「指定金融機関等の」を削り、同項中同号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 欠損処分調書

第四百十条第一項各号を次のように改める。

一 支出仕訳書及び支出負担行為兼支出仕訳書

二 資金前渡（概算払）精算書

三 戻入仕訳書

四 支出更正仕訳書

五 支払取消通知書

六 支払訂正通知書

七 直払に係る領収書、資金交付済通知書及び支払済通知書

八 領収済通知書

九 受託歳出金精算報告書

第四百十条第三項中「支出仕訳書」の下に「又は支出負担行為兼支出仕訳書」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

第四百十条の次に次の二条を加える。

(歳入歳出外現金の証拠書類)

第四百十条の二 歳入歳出外現金の証拠書類として保管する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 歳入歳出外現金受入調書

二 歳入歳出外現金受入更正仕訳書

三 歳入歳出外現金払出仕訳書

四 歳入歳出外現金払出更正仕訳書

五 歳入歳出外現金受払調書

六 手許保管のものに係る領収証書、領収済通知書及び支払済通知書

(一時借入金金の証拠書類)

第四百十条の三 一時借入金金の証拠書類として保管する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 借入資金受入調書

二 借入資金払出仕訳書

三 借入資金償還済通知書

第四百十一条中「支出仕訳書」の下に「又は支出負担行為兼支出仕訳書」を加える。

第四百十九条を次のように改める。

(県における証拠書類の編さん)

第四百十九条 証拠書類は、会計別とし、各款、項、目、節ごとに仕切紙をそう入のうえ、表紙を附して編さんしなければならない。

第四百十九条の次に次の一条を加える。

(麻等の証拠書類の提出)

第四百十九条の二 麻の出納員は、毎月、前条の規定により編さんした支出の証拠書類を、麻長を経て翌月二十日までに出納長に提出しなければならない。

2 資金前渡出納員は、毎月、前条の規定により編さんした証拠書類を、所属の長を経て翌月十日までに提出しなければならない。

第四百五十条を次のように改める。

(指定金融機関等における証拠書類の編さん)

第百五十条 指定金融機関等は、証拠書類を収納と支出の別に区分し、表紙を附して編さんしなければならない。

第百五十一条 (見出しを含む。) 中「帳簿」を「帳票」に改める。
第百五十二条及び第百五十三条を次のように改める。

(歳入金歳出金対照一覧表等の提出)

第百五十二条 統轄店は、毎月次の各号に掲げる表を、第一号及び第二号に掲げるものにあつては二部を作成し出納長に、第三号に掲げるものにあつては一部を作成し癖の出納員に、翌月十日までに提出しなければならない。ただし、出納長又は癖の出納員の交替があつたときは、その日現在をもつて作成し、速やかに提出しなければならない。

一 歳入金歳出金月計対照一覧表

二 歳入歳出外現金月計対照一覧表

三 月計対照個別表

(銀行突合表等の照合)

第百五十三条 出納長は、毎月、銀行突合表を作成し、歳入金歳出金月計対照一覧表及び歳入歳出外現金月計対照一覧表と照合のうえ、相違ないときはその旨の証明をして、これらの表の提出を受けた日から五日以内に統轄店に返送しなければならない。

2 癖の出納員は、毎月、歳入表、歳出表及び歳入歳出外現金整理表を作成し、月計対照個別表と照合しなければならない。

第百五十三条の二を削る。

第百五十四条中「(様式第五十六号)に証拠書類を添え」を「(様式第四十号)を作成し」に改める。

第百五十五条から第百五十八条までを次のように改める。

第百五十五条から第百五十八条まで 削除

第百五十九条中「又は指定出納取扱店」を削り、「出納員」を「癖の出納員」に改める。

第十章の章名及び同章第一節を次のように改める。

第十章 帳簿等

第一節 帳簿等

第百六十条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める帳簿を備えなければならない。

一 出納長及び出納員 現金(証券)領収証書用紙及び現金(証券)引

継簿、現金出納簿及び有価証券保管簿(様式第四十三号)

二 分任出納員 現金出納簿

三 資金前渡出納員 現金出納簿及び前渡資金出納整理簿(様式第四十

四号)

四 指定金融機関 郵便振替払込金受払整理簿

2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める帳票を保管しなければならない。

一 知事及び癖長 収入整理表

二 部の長 科目別収入整理表及び科目別支出整理表

三 出納長 歳入総括表、歳出総括表、歳入表、歳出表及び歳入歳出外

現金整理表

四 出納員 歳入表、歳出表及び歳入歳出外現金整理表

五 統轄店 歳入、歳出総括表、支出振替金総括表、歳入歳出外現金総

括表、一時借入金整理表、基金繰替運用金整理表及び預託金整理表

六 指定出納取扱店 支出振替金整理表

第六十二条中、「計算書」及び「収入、支出又は」を削る。

第六十五条第三号中「帳簿」の下に、「帳票」を加える。

第六十九条を次のように改める。

(帳簿等の提示)

第六十九条 実地検査を受ける者は、知事又は出納長が指定するところにより、第六十条に規定する帳簿等を検査員に提示しなければならぬ。

第七十条中「様式第九十一号」を「様式第四十六号」に改める。

第七十一条中「様式第九十二号」を「様式第四十七号」に改める。

第七十二条第一項中「十日以内」を「二週間以内」に改め、同条第二項中「収入計算書、支出計算書、歳入歳出外現金計算書」を「歳入表、歳出表、歳入歳出外現金整理表」に、「様式第五十五号」を「様式第三十九号」に改め、同条第三項中「収入計算書、支出計算書、歳入歳出外現金計算書及び現金出納計算書に指定出納取扱店」を「別に定める場合を除き、歳入表、歳出表及び歳入歳出外現金整理表に統轄店の、現金出納計算書に指定金融機関」に改める。

第七十三条中「所属の出納長又は出納員」を「出納長又は所属の出納員」に改める。

第十二章に次の一節を加える。

第三節 帳票等の様式

第七十八条 この規則に定めるものを除くほか、帳票その他の書類の様式は、別に定める。

別表第一の二の一の表解の項委任事務の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別表第一の二の二の表中

倉吉土木事務所	港湾施設に係る使用料に関する事務
米子土木事務所	
鳥取港湾事務所	

の一部の収納

鳥取土木事務所	鳥取港湾事務所	鳥取港湾事務所	鳥取港湾施設に係る使用料の一部に関する事務	
倉吉土木事務所				鳥取港湾施設に係る使用料の
米子土木事務所				

賃料の

賃料並

一部の

の収納

別表第二の表第二欄中「購入契約を締結するとき。」を「購入契約を締結するとき、又は請求のあつたとき。」に、「請求のあつたとき、又は指令をするとき。」を「請求のあつたとき、又は交付決定のとき。」に改める。

様式目次を次のように改める。
一 収入関係

様式第一号 納入通知書

様式第二号 納付書

様式第三号 歳入金口座振込請求書

様式第四号 現金(証券)領収証書

様式第五号 領収済報告書

様式第六号 払込書

様式第七号 証券受領取消通知書

様式第八号 未払証券請求及び受領書

様式第九号 受託歳入金払込計算書

様式第十号 収納金払込計算書

様式第十一号 収納金集計票

様式第十二号 収納証票送付書

様式第十三号 更正通知書

二 支出関係
様式第十四号 支払命令書

様式第十五号 資金交付指示書

様式第十六号 資金交付済通知書

様式第十七号 歳出金支払通知書

様式第十八号 支払取消指示書

様式第十九号 支払取消済通知書

様式第二十号 支払訂正指示書

様式第二十一号 歳出金支払通知書再発行請求書

様式第二十二号 支払不能報告書

様式第二十三号 公金振替済一覧表

様式第二十四号 支払済通知書

様式第二十五号 支払期間経過未払金報告書

様式第二十六号 繰替支払報告書

様式第二十七号 受託歳出金精算報告書

様式第二十八号 歳出金支払通知額未受領金請求書

様式第二十九号 返納通知書

様式第三十号 資金送付書

様式第三十一号 資金受領書

三 現金及び有価証券関係
様式第三十二号 歳入歳出外現金納付書(保管証書)

様式第三十三号 有価証券納付書(保管証書)

様式第三十四号 借入資金償還命令書

様式第三十五号 借入資金償還済通知書

様式第三十六号 支出振替金残高報告表

様式第三十七号 現金現在高報告表

様式第三十八号 歳計剰余金繰越報告書

四 計算証明関係
様式第三十九号 現金出納計算書

様式第四十号 前渡資金出納計算書

五 帳簿等関係

様式第四十一号 現金(証券)領収証書用紙及び現金(証券)引継簿

様式第四十二号 現金出納簿

様式第四十三号 有価証券保管簿

様式第四十四号 前渡資金出納整理簿

様式第四十五号 郵便振替払込金受払整理簿

様式第四十六号 検査済書

様式第四十七号 帳簿検査済印

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第15条、第93条関係)

領 収 済 通 知 書
(納 付 書)

領 収 済 通 知 書
(納付書・統轄店用)

納 付 書 ・ 領 収 証 書

* お願い
このカードは、直接汚れたり、曲げたりしないでください。

振込ID	業務年度	会計課所	システム	書類番号	CD
書 類	金 額 (1)	金 額 (2)	C D		
個別システムコード					
年 度	金 額				
					円
業務区分	年度	会計課所	コード	科目	コード
システム	書 類	番 号	払込	納通等	精算識別
金 額	円				

住所

氏名

股

業務区分	年度	会計課所	コード	科目	コード
システム	書 類	番 号	払込	納通等	精算識別
金 額	円				

住所

氏名

股

業務区分	年度	会計課所	コード	科目	コード
システム	書 類	番 号	払込	納通等	精算識別
金 額	円				

摘要

氏名

上記の金額を領収しましたので通知します。

摘要

氏名

上記のとおり領収しました。

摘要

氏名

上記金額を納付します。

年 月 日

鳥取県知事殿
鳥取県出納長

領収日付印

統轄店御中

領収日付印

納付場所裏面記入

上記金額を領収しました。

領収日付印

様式第二号の二を削る。

様式第四号中「(第18条の2関係)」を「(第19条関係)」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第22条、第26条、第94条、第95条関係)

領収済通知書
(払込書)

住所

氏名

領収済通知書
(払込書・統轄店用)

住所

氏名

払込書・領収証書

*お願い
このカードは、直接コピー、折り返し、曲げたり、たぐり、破り、汚したりしないでください。

根拠ID 業務年度 会計課所 システム書類番号CD

書類 金額(1) 金額(2) CD

個別システムコード

年度	金額	金額
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

業務区分年度 会計課所コード 科目コード

システム	書類番号	払込納通等種別
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

システム 書類番号 払込納通等種別

摘要

氏名

鳥取県知事殿
鳥取県出納長

上記金額を領収しましたので通知します。

領収日付印

住所

氏名

領収済通知書
(払込書・統轄店用)

住所

氏名

業務区分年度	会計課所コード	科目コード
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

システム	書類番号	払込納通等種別
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

金額 円

摘要

統轄店御中

上記のとおり領収しました。

領収日付印

住所

氏名

業務区分年度	会計課所コード	科目コード
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

システム	書類番号	払込納通等種別
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

金額 円

摘要

納付場所裏面記入

上記のとおり払い込みます。

年 月 日

上記金額を領収しました。
領収日付印

様式第七号中「(第25条、第28条関係)」を「(第25条、第139条関係)」

に、「鳥取県出納長氏名殿」や「統轄店御中」に「鳥取県知事 氏名殿」
(解長)

を「鳥取県知事
鳥取県出納長 氏名殿」に改める。
(解長)

(解長) 出納長 氏名殿」

様式第九号中「(第26条関係)」や「(第26条、第139条関係)」に改める。

様式第九号の二を削る。

様式第十号から様式第十四号までを次のように改める。

様式第10号 (第27条関係)

収 納 金 払 込 書
(鳥取県公金)

鳥取県指定金融機関

銀行 店御中

鳥取県収納(指定)代理金融機関

下記のとおり、鳥取県公金を払い込みます。

印

払 込 日	年 月 日		金 額			
会 計 区 分	領収済通知書枚数	円				
一 級 会 計						
特 別 会 計						
歳入歳出外現金						
合 計						

収 納 金 領 収 書
(鳥取県公金)

鳥取県収納(指定)代理金融機関

御中

鳥取県指定金融機関

下記のとおり、鳥取県公金を領収しました。

銀行

店 印

払 込 日	年 月 日		金 額			
会 計 区 分	領収済通知書枚数	円				
一 般 会 計						
特 別 会 計						
歳入歳出外現金						
合 計						

様式第11号 (第27条関係)

(1)

収 納 金 集 計 票
(鳥 取 県 公 金)

12	
0	90

金融機関コード					
3					9

分類区分	
10	11

収 納 日					
12					17

納 付 日					
18					23

領収済通知書 枚 数	
24	26

枚

金 額											
27											38

円

指定金融機関 受入店番	
39	41

指定金融機関受入日					
42					47

記入例

0	5
1	6
2	7
3	8
4	9

指定・指定代理・収納代理金融機関
以外の金融機関での収納日を記入

- | | |
|-----------------|------------------|
| 01 一般会計具税 (OCR) | 06 特別会計 (OCR) |
| 02 一般会計具税 (パンチ) | 07 特別会計 (パンチ) |
| 04 一般会計税外 (OCR) | 08 歳入歳出外現金 (OCR) |
| 05 一般会計税外 (パンチ) | 09 歳入歳出外現金 (パンチ) |

(2)

収 納 金 集 計 票

(鳥 取 県 公 金)

0	12
91	

金 融 機 関 コ ー ド						
3						9

分 類 区 分	
10	11

(自動車税)

収 納 日					
12					17

納 付 日					
18					23

領 収 通 知 書 枚 数	
24	26

枚

金 額									
27									35

円

指 定 金 融 機 関 受 入 店 番	
36	38

指 定 金 融 機 関 受 入 日					
39					44

指定・指定代理・収納代理金融機関
以外の金融機関での収納日を記入

記 入 例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

様式第12号 (第27条関係)

収納証券送付書

(鳥取県公金)

統轄店

年 月 日

銀行

店御中

下記のとおり収納証券を送付します。

支店

収 納 日	年 月 日		金 額				円
会 計 区 分	領収済通知書枚数						
一 般 会 計							
特 別 会 計							
歳入歳出外現金							
合 計							

統轄店

検 印	扱 印

送付店

検 印	扱 印

収納証券送付書(原符)

(鳥取県公金)

統轄店

年 月 日

銀行

店御中

下記のとおり収納証券を送付します。

支店

収 納 日	年 月 日		金 額				円
会 計 区 分	領収済通知書枚数						
一 般 会 計							
特 別 会 計							
歳入歳出外現金							
合 計							

送付店

検 印	扱 印

(B列5号) (2)

支 払 命 令 書 (直払)

年度	業務	会計	会 計 名	支払命令書番号	交付指示書番号
支払日	支払通番	課 所	名		

支払額 円

支払日 年 月 日

内 容

受取人住所氏名

上記の金額を支払ってください。

指定出納取扱店 年 月 日
銀行 店 御中

鳥取県出納長 氏名

領収証書

上記金額を領収しました。
年 月 日
住所氏名

備考 この様式は、直払のうち現金に係る支払の命令書に使用する。

様式第十四号の二を臨む。
様式第十五号なら様式第二十五号までを次のように臨む。

様式第15号 (第48条関係) (B列5号)

資 金 交 付 指 示 書

統轄店

銀行 店 御中

年 月 日
第 号

鳥取県出納長 氏 名 関

下記のとおり資金の交付をしてください。

支払総額 円

年度 年 月 日 支払分

(単位:円)

指定出納取扱店名	資金 交付 額		合 計
	公 金	振 替	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(裏面)

1 受取人は、この通知書を表面に記載された金融機関次の店舗に持参し、記名押印して現金をお受け取りください。

金融機関名	受 取 店 舗 名
-------	-----------

- 2 受取人が県外の場合で小切手が同封されているときは、その小切手で受領してください。
- 3 受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、本人が下記の委任状に必要な事項を記入し、記名押印するか、又は別に委任状を差し出してください。
なお、給与（退職手当を含みます。）については、代理人への受領の委任はできませんので、必ず本人が受領してください。
4 印紙税法の規定により印紙税を納めることになっている場合には、所定の額に相当する収入印紙をはり、消印してください。
- 5 この通知書の発行の日から一年を経過したときは、金融機関は支払をいたしませんから注意してください。
- 6 この通知書を亡失したときは、金融機関に支払を停止させる必要がありますので、直ちにその旨を鳥取県出納局に連絡してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、出納局の指示によりこの通知書の再発行請求を行ってください。

委 任 状

表面の支払額の受領を _____ に委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

備考 歳入金又は歳入歳出外現金から支払をするときは、「歳入金」の部分に「歳入金」又は「歳入歳出外現金」として使用する。

様式第18号 (第55条関係) (B列5号)

支 払 取 消 指 示 書

指定出納取扱店 _____ 年 月 日

銀行 _____ 店 御中

鳥取県出納長 _____ 氏 名 印

下記のとおり取り消してください。

記

年度 _____ 課 _____ 所 _____ 会 計

業務区分 _____ 支払番号 _____ 金 額 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日

債権者 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____

金融機関 _____

支払方法 _____

様式第19号 (第56条関係) (B列 5号)

支払取消済通知書

年 月 日

鳥取県出納長 氏 名 殿

指定出納取扱店

銀行 店 印

下記のとおり取消したので通知します。

年度	課所名	会計名	業務区分	支払番号	金額	支払日
					円	年 月 日
					円	年 月 日
					円	年 月 日
					円	年 月 日

様式第20号 (第58条関係) (B列 5号)

支払訂正指示書

年 月 日

指定出納取扱店

銀行 店 御中

鳥取県出納長 氏 名 印

下記のとおり訂正してください。

記

年度 課 所 会 計

業務区分 支払番号

金額 支払日
円 年 月 日

訂正前

住 所

氏 名

金融機関

訂正後

住 所

氏 名

金融機関

様式第21号 (第59条関係) (B列5号)

歳出金支払通知書再発行請求書

鳥取県出納長 氏 名 殿

下記の歳出金支払通知書を亡失 (損傷) したので (別紙添付)、再発行くださるよう請求します。

住 所
氏 名

記

㊤

支 払 額	円
発 行 年 月 日	
支 払 通 番	

鳥取県出納長 氏 名 殿

上記現金支払未済であることを証明します。

年 月 日

指定出納取扱店

銀行 店 印

様式第22号 (第64条関係) (B列6号)

支払不能報告書

年 月 日

鳥取県出納長 氏 名 殿

指定出納取扱店

銀行 店 印

下記について、支払不能につき報告します。

記

支 払 日	年 月 日
支 払 通 番	内 容
年 度	
会 計 名	
課 所 名	
金 額	円
金融機関名	
店 舗 名	
口座番号	
受取人名	
不能事由	

様式第二十六号から様式第三十二号までを削り、様式第三十三号を様式第二十六号とし、様式第三十四号を様式第二十七号とする。
様式第三十五号を削り、様式第三十六号を様式第二十八号とし、同様式の次に次の八様式を加える。

様式第29号 (第29条、第89条関係)

領 収 済 通 知 書
(返納通知書)

領 収 済 通 知 書
(返納通知書・統轄店用)

返納通知書・領収証書

* お願い
このカードは、直接コンピュータで読み取り、または汚損、折曲り、たかり、または、コンピュータで読み取りが困難な場合があります。ご了承ください。

領票ID	業務年度	会計課所	システム	書類番号	CD
書類	金額 (1)	金額 (2)	CD		
個別システムコード					
年度	金額				
	金	額	円		
業務区分	年度	会計課所	コード	科目	コード
システム	書類	番号	払込納通等	精算	識別
システム	書類	番号	払込納通等	精算	識別

業務区分	年度	会計課所	コード	科目	コード
システム	書類	番号	払込納通等	精算	識別
システム	書類	番号	払込納通等	精算	識別
金額	円				

業務区分	年度	会計課所	コード	科目	コード
システム	書類	番号	払込納通等	精算	識別
システム	書類	番号	払込納通等	精算	識別
金額	円				

返納期限 年 月 日

返納期限 年 月 日

返納期限 年 月 日

氏名
鳥取県知事 殿
鳥取県出納長

統轄店御中

納付場所
裏面記入

上記金額を領収し、戻入
済につき通知します。

上記のとおり領収しました。

上記金額を納入してください。
領 収 日 付 印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

様式第30号 (第90条関係) (B列6号)

資 金 送 付 書

送付書番号	年度・第 号			
送 付 日	年	月	日	
統轄店 指定出納取扱店 銀行 店 御中 下記の資金を送付しました。				
金 額	拾億	百万	千	円
ただし				
統轄店 指定出納取扱店 銀行 店 ㊟				

備考

- 1 各片は、左端をのり付けにより接続する。
- 2 統轄店、指定出納取扱店のいずれか不要の文字を二本線で抹消して使用する。

資 金 送 付 書 (原符)

送付書番号	年度・第 号			
送 付 日	年	月	日	
統轄店 指定出納取扱店 銀行 店 御中 下記の資金を送付しました。				
金 額	拾億	百万	千	円
ただし				
統轄店 指定出納取扱店 銀行 店				

様式第31号 (第90条関係) (A列6号)

資 金 受 領 書

受領書番号	年度・第 号			
受 領 日	年	月	日	
統轄店 指定出納取扱店 銀行 店 御中 下記の資金を受領しました。				
金 額	拾億	百万	千	円
ただし				
統轄店 指定出納取扱店 銀行 店 ㊟				

備考

- 1 各片は、左端をのり付けにより接続する。
- 2 統轄店、指定出納取扱店のいずれか不要の文字を二本線で抹消して使用する。

資 金 受 領 書 (原符)

受領書番号	年度・第 号			
受 領 日	年	月	日	
統轄店 指定出納取扱店 銀行 店 御中 下記の資金を受領しました。				
金 額	拾億	百万	千	円
ただし				
統轄店 指定出納取扱店 銀行 店				

様式第32号 (第93条関係) (B列6号のもの2枚接続)

歳入歳出外現金納付書

第 号	年度			
部長 (麻長)	課長 (係長)	取扱者		
¥	千万	百万	十万	万
				千
				百
				十
				円

ただし、

年月日以降

上記のとおり納付します。

納入者 住所 氏名 ㊟

歳入歳出外現金保管証書

第 号	年度			
住所	氏名 殿			
¥	千万	百万	十万	万
				千
				百
				十
				円

ただし、

上記のとおり領収しました。

年月日

鳥取県出納長 氏 名 ㊟
(麻名出納員)

注意
この保管証書は、払い戻しの際に必要ですから大切に保管してください。

(保管証書裏面)

領 収 証 書

表記の金額領収しました。

年月日

住 所
氏 名 ㊟

様式第33号 (第93条関係) (B列6号のもの2枚接続)

有価証券納付書

第 号	年度			
部長 (麻長)	課長 (係長)	取扱店		
¥	千万	百万	十万	万
				千
				百
				十
				円

ただし、何々(代用)

何々証券(債券)

券面金額 何円券 何枚

記号番号

年月日以降

利札附

上記のとおり納付します。

年月日

納入者 住所 氏名 ㊟

有価証券保管証書

第 号	年度			
住所	氏名 殿			
¥	千万	百万	十万	万
				千
				百
				十
				円

ただし、

上記のとおり領収しました。

年月日

鳥取県出納長 氏 名 ㊟
(麻名出納員)

注意
この保管証書は、払い戻しの際に必要ですから大切に保管して下さい。

(保管証書裏面)

領 収 証 書

表記のとおり領収しました。

年月日

住 所
氏 名 ㊟

様式第34号 (第101条関係)

借入資金償還命令書

年 月 日

第 号

統轄店

銀行 店 御中、

鳥取県出納長 氏 名 囲

下記の金額を償還してください。

償還金額 円

償還日 年 月 日

借入種別

償還基金名

償還他会計名

償還先

住所

機関名

店舗名

備考 借入資金のうち、基金及び他会計分については、償還先の住所、

機関名及び店舗名は省略することができる。

様式第35号 (第101条、第140条の3関係)

借入資金償還済通知書

年 月 日

第 号

鳥取県出納長 氏 名 股

統轄店

銀行 店 囲

下記のとおり償還しました。

償還金額 円

償還日 年 月 日

借入種別

償還基金名

償還他会計名

償還先

住所

機関名

店舗名

備考 借入資金のうち、基金及び他会計分については、償還先の住所、

機関名及び店舗名は省略することができる。

様式第36号(第104条関係)

支出振替金残高報告表
(鳥取県公金)

統轄店 銀行 店御中 年 月 日

指定出納取扱店

下記のとおり残高報告いたします。

印

報告日 年 月 日

年度	年度	金額			
区	分	額			
前日	残高				
当日	受額				
当日	払額				
当日	残高				

年度	年度	金額			
区	分	額			
前日	残高				
当日	受額				
当日	払額				
当日	残高				

統轄店

検印	扱印
----	----

支出振替金残高報告表(原符)

(鳥取県公金)

統轄店 銀行 店御中 年 月 日

指定出納取扱店

下記のとおり残高報告いたします。

印

報告日 年 月 日

年度	年度	金額			
区	分	額			
前日	残高				
当日	受額				
当日	払額				
当日	残高				

年度	年度	金額			
区	分	額			
前日	残高				
当日	受額				
当日	払額				
当日	残高				

様式第37号(第104条関係)

現金現在高報告表

年度 年 月 日

(単位:円)

会 計 名	A	B	C	D	E	F	前 日 残 高	受 入 額	払 出 額	当 日 残 高
一 般 會 計										
特 別 會 計										
入 歳 出 外 現 金										
基 金 操 替 運 用 金										
一 時 借 入 金										
支 出 振 替 金										
(指定出納取扱店)										
(指定出納取扱店)										
(指定出納取扱店)										
(指定出納取扱店)										
歳 計 現 金	A+B+C+D+E+F=G									
預 託 金	H									
(長期預託)										
(短期預託)										
(自動預託)										
(他会計繰替使用金)										
差 引 運 用 金	G-H-I									
(支出振替金を除く。)										

上記のとおり報告します。

年 月 日

鳥取県出納長 殿

統轄店

銀行

店 園

様式第三十八号から様式第四十五号までを削り、様式第四十六号を様式第三十八号とする。

様式第四十七号から様式第五十四号までを削り、様式第五十五号を様式第三十九号とし、様式第五十六号を様式第四十号とする。

様式第五十六号から様式第六十四号までを削り、様式第六十五号を様式第四十一号とする。

様式第六十六号から様式第七十一号までを削り、様式七十二号を様式第四十二号とする。

様式第七十三号を削り、様式第七十四号を様式第四十三号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第44号（第160条関係）（B列5号）

前渡資金出納整理簿

（資金前渡出納員）

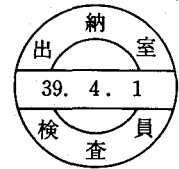
年月日	摘 要	受			払			残 額
		前渡資金受額	返納額	差引額	支払額	回収科目更正	差引計	
		円	円	円	円	円	円	円

- 備考 1 この帳簿は、款、項、目、節ごとに口座を設け、月計及び累計を付する。
 2 返納額欄は、前渡資金の不用となつたもので返納した額を記入する。
 3 回収金科目更正欄は、誤払過払等で回収したもの及び科目更正をしたものを記入し、更正減額は朱書する。

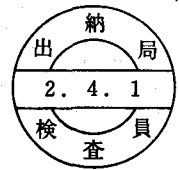
様式第七十五号から様式第八十六号までを削り、様式第八十七号を様式第四十五号とする。

様式第八十八号から様式第九十号までを削り、様式第九十一号を様式第四十六号とする。

様式第九十二号中



を



に改め、同

様式を様式第四十七号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。
(本庁における直払の支払手続に関する規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 本庁における直払の支払手続に関する規則(昭和三十九年四月鳥取県規則第二十八号)
 - 二 部における会計事務手続の特例に関する規則(昭和四十三年六月鳥取県規則第五十四号)
 - 三 会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第二十七号)
- 3 この規則による改正後の鳥取県会計規則の規定は、平成二年度分の歳入歳出予算に係る収入及び支出並びに決算から適用し、平成元年度分の歳入歳出予算に係る収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の鳥取県会計規則の規定により行われた手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の鳥取県会計規則の相当

規定によって行われたものとみなす。

(鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正)

- 5 鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(様式第一号)」を削り、「様式第二号」を「様式第一号」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、「するとともに、歳入調定書に督促状発行の旨を記載」を削り、同項を同条第二項とする。

第六条中「(様式第四号)」を削る。

第九条中「様式第五号」を「様式第三号」に改める。

第十条第一項中「十日」を「十五日」に、「様式第六号」を「様式第四号」に改め、同条第二項中「様式第七号」を「様式第五号」に改める。

第十一条中「様式第八号」を「様式第六号」に改め、「歳入決算書又は」を削る。

第十二条第一項中「歳入調定簿」を「督促歳入金整理簿及び滞納整理表」に改める。

第十三条第一項中「様式第九号」を「様式第七号」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(帳票等の様式)

第十五条 この規則に定めるもののほか、帳票その他の書類の様式は別に定める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係) (郵便はがき大とする。) (表面)

督促状

股

年度県 税外収入	納入通知書 書類番号	
未収入金額		円
督促状指定納期限	年 月 日	
納入通知書 指定期限	年 月 日	
未収金 内訳		

上記のとおり未納となっておりますので至急納付してください。

年 月 日
知事 (解長) 国

(裏面もごらんください。)

(裏面)

お知らせ

- この通知書は、表面の項目の金額を納入されなかつた方に郵送されます。
- さきに送付しております納入通知書により最寄りの指定金融機関等に納入して下さい。
- もし、納入通知書を紛失されているときは、その旨を下記まで至急御連絡下さい。
- 本状の到着前に既に納付済みの場合は行き違いですから御了承下さい。
- 地方自治法第281条の3第1項に係る未収金については、その金額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。)につき、納入通知書に指定した期日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(納入通知書に指定した期日の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の延滞金が徴収されることとなります。

記

問い合わせ先 (住所)
(課所)
(電話)

備考 必要に応じ所要事項を加え、又は削除することができます。

様式第二号を削る。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号(第4条関係)」に改め、

同様式を様式第二号とする。

様式第四号を削る。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号(第9条関係)」に改め、

同様式を様式第三号とする。

様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号(第10条関係)」に改め、

同様式を様式第四号とする。

様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号(第10条関係)」に改め、

同様式を様式第五号とする。

様式第八号中「様式第8号」を「様式第8号(第11条関係)」に改め、

同様式を様式第六号とする。

様式第九号中「様式第9号」を「様式第9号(第13条関係)」に改め、

同様式を様式第七号とする。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

6 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部

を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(収入状況の報告)

第七条 廳長は、別表第一第一号に掲げる歳入については、毎四半期の証紙による収入の状況を、証紙収入状況報告書(様式第三号)により、当該四半期の末月の翌月の十日までに、その歳入に係る事務を所管する課長に報告しなければならない。

2 別表第一第二号に掲げる歳入については、別に定めるところによる。

第十四条第一項及び第二項中「(様式第十四号)」を削り、同条第三

項中「様式第十四号の二」を「様式第十四号」に改める。

様式第十四号を削り、様式第十四号の二を様式第十四号とする。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

7 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和四十五年

四月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「掛金等納入通知書(様式第八号)」を「納入通知書」に改

める。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 別添